

保医発 0929 第 1 号
令和 5 年 9 月 29 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 5 年 10 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号）の一部改正について
- 別添 2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 9 号）の一部改正について
- 別添 3 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 10 号）の一部改正について
- 別添 4 「特定保険医療材料の定義について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 12 号）の一部改正について

別添1

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和4年3月4日保医発0304第1号)の一部改正について

- 1 別添1の第2章第9部J118-4中の「又は筋ジストロフィー」を「、筋ジストロフィー又はHTLV-1関連脊髄症(HAM)若しくは遺伝性痙性対麻痺による痙性対麻痺を有する」に改める。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(令和4年3月4日保医発 0304 第9号)の一部改正について

1 Iの3の107(2)中の「経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術、経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)、経皮的冠動脈ステント留置術又は末梢動脈(頸動脈、腎動脈、四肢の動脈)の経皮的血管形成術、脳血管内手術、経皮的脳血管形成術、経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術、経皮的脳血栓回収術又は経皮的脳血管ステント留置術を実施した患者の早期離床を目的とした大腿動脈穿刺部位の止血を行う場合に、5Fr以上のイントロデューサーシースを使用した場合、1セットについてのみ算定できる。」を「次のいずれかに該当する場合に算定できる。」に改め、次を加える。

ア 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術、経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)、経皮的冠動脈ステント留置術又は末梢動脈(頸動脈、腎動脈、四肢の動脈)の経皮的血管形成術、脳血管内手術、経皮的脳血管形成術、経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術、経皮的脳血栓回収術又は経皮的脳血管ステント留置術を実施した患者の早期離床を目的とした大腿動脈穿刺部位の止血を行う場合に、5Fr以上のイントロデューサーシースを使用した場合、1セットについてのみ算定できる。

イ 経皮的心房中隔欠損閉鎖術、経皮的卵円孔開存閉鎖術、経皮的カテーテル心筋焼灼術、下大静脈フィルター留置術、下大静脈フィルター除去術又は心臓カテーテル法による諸検査(一連の検査について)(右心カテーテル)を実施した患者の早期離床を目的とした大腿静脈穿刺部位の止血を行う場合に、6Fr以上12Fr以下のイントロデューサーシースを使用した症例であって、当該患者が手術の翌々日までに帰宅した場合に限り一連につき4セットまで算定できる。

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」
（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 10 号）の一部改正について

- 1 別紙 1 を次に改める。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 83 点
- ロ 小白歯・前歯 52 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III

4 点

2 仮着 (1 歯につき)

4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン

4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 11点
 - ロ 複雑なもの 29点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 8点
 - b 複雑なもの 22点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 9点
 - b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 4点
 - ロ 複雑なもの 11点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 3点
 - b 複雑なもの 8点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 6点
 - b 複雑なもの 17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

- (1) インレー
 - 複雑なもの 1,151点
- (2) 4分の3冠 1,438点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

- (1) 大白歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 372点
 - b 複雑なもの 688点
 - ロ 5分の4冠 866点
 - ハ 全部金属冠 1,089点
- (2) 小白歯・前歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 253点
 - b 複雑なもの 504点
 - ロ 4分の3冠 622点
 - ハ 5分の4冠 622点
 - ニ 全部金属冠 780点

3 銀合金

- (1) 大白歯
 - イ インレー

a	単純なもの	24 点
b	複雑なもの	41 点
ロ	5分の4冠	53 点
ハ	全部金属冠	65 点
(2)	小白歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	15 点
b	複雑なもの	30 点
ロ	4分の3冠（乳歯を除く。）	37 点
ハ	5分の4冠（乳歯を除く。）	37 点
ニ	全部金属冠	48 点
M010-2	チタン冠（1歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	前歯	622 点
(2)	小白歯	622 点
(3)	大白歯	866 点
2	銀合金	
(1)	前歯	37 点
(2)	小白歯	37 点
(3)	大白歯	53 点
M010-4	根面被覆（1歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	大白歯	372 点
ロ	小白歯・前歯	253 点
(2)	銀合金	
イ	大白歯	24 点
ロ	小白歯・前歯	15 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	971 点
2	銀合金を用いた場合	105 点
M011-2	レジン前装チタン冠（1歯につき）	66 点
M015	非金属歯冠修復（1歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 438点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

3 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 188点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 181点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 350点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1歯につき

2点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鑄造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯

1,254点

ロ 小臼歯

945点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯

52点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯

754点

ロ 小臼歯

945点

ハ 大臼歯

1,254点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯

67点

ロ 小臼歯

67点

ハ 大臼歯

67点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1 局部義歯（1床につき）

(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9 歯から 11 歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7 点
2 総義歯（1 顎につき）	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	37 点
M020 鑄造鉤（1 個につき）	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	1,491 点
ロ 犬歯・小白歯	1,213 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	1,213 点
ロ 犬歯・小白歯	932 点
ハ 前歯（切歯）	717 点
2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	1,003 点
ロ 犬歯・小白歯	784 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	688 点
ロ 犬歯・小白歯	599 点
ハ 前歯（切歯）	555 点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤（1 個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	7 点
2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	712 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	550 点
M021-2 コンビネーション鉤（1 個につき）	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	278 点
(2) 犬歯・小白歯	299 点
(3) 大白歯	344 点
2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	38 点
(2) 犬歯・小白歯	38 点
(3) 大白歯	38 点
M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）	
1 磁石構造体	777 点
2 キーパー付き根面板	
（根面板の保険医療材料料（1 歯につき））	

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯	688 点
ロ 小臼歯・前歯	504 点

(2) 銀合金

イ 大臼歯	41 点
ロ 小臼歯・前歯	30 点

(キーパー)

1 個につき	233 点
--------	-------

M023 バー（1 個につき）

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	1,608 点
(2) 鋳造用コバルトクロム合金	18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼	30 点
----------	------

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（1 顎につき）

1 シリコン系	166 点
2 アクリル系	100 点

「特定保険医療材料の定義について」
(令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 12 号) の一部改正について

- 1 別表のⅡの 001(3)⑥ア及び⑦ア中の「自己拡張型人工生体弁システム」の次に「又は先天性心疾患を有する患者に対しバルーン拡張型人工生体弁セット若しくは経カテーテル人工生体弁セット(ステントグラフト付き)」を加える。
- 2 別表のⅡの 107(2)②中の「脳血管内の処置後の」の次に「大腿動脈又は経皮的カテーテル処置後の」を加え、(3)③中の「動脈穿刺部位」の次に「又は静脈穿刺部位」を加える。

(別添1参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日保医発0304第1号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第8部 第9部 処置 1～15 (略) J000～J118-3 (略) J118-4 歩行運動処置(ロボットスーツによるもの) (1) 脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、筋萎縮性側索硬化症、シャルコー・マリー・トゥース病、遠位型ミオパチー、封入体筋炎、先天性ミオパチー、<u>筋ジストロフィー又はHTLV-1関連脊髄症(HAM)若しくは遺伝性痙性対麻痺による痙性対麻痺を有する患者</u>に対して、ロボットスーツを装着し、関連学会が監修する適正使用ガイドを遵守して、転倒しないような十分な配慮のもと歩行運動を実施した場合に算定する。 (2)～(4) (略) J119～J201 (略) 第10部～第13部 (略) 第3章 (略)</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第8部 第9部 処置 1～15 (略) J000～J118-3 (略) J118-4 歩行運動処置(ロボットスーツによるもの) (1) 脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、筋萎縮性側索硬化症、シャルコー・マリー・トゥース病、遠位型ミオパチー、封入体筋炎、先天性ミオパチー<u>又は筋ジストロフィー</u>の患者に対して、ロボットスーツを装着し、関連学会が監修する適正使用ガイドを遵守して、転倒しないような十分な配慮のもと歩行運動を実施した場合に算定する。 (2)～(4) (略) J119～J201 (略) 第10部～第13部 (略) 第3章 (略)</p>

(別添2参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和4年3月4日保医発0304第9号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001～106 (略)</p> <p>107 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料のうち、薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「吸収性局所止血材」若しくは「コラーゲン使用吸収性局所止血材」又は類別が「機械器具(30)結紮器及び縫合器」であって、一般的名称が「単回使用自動縫合器」であるものについては、<u>次のいずれかに該当する場合に算定できる。</u>なお、経皮的血管形成術用穿刺部止血材料を使用する医療上の必要性について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p>	<p>I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>001～106 (略)</p> <p>107 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料のうち、薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「吸収性局所止血材」若しくは「コラーゲン使用吸収性局所止血材」又は類別が「機械器具(30)結紮器及び縫合器」であって、一般的名称が「単回使用自動縫合器」であるものについては、<u>経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術、経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)、経皮的冠動脈ステント留置術又は末梢動脈(頸動脈、腎動脈、四肢の動脈)の経皮的血管形成術、脳血管内手術、経皮的脳血管形成術、経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術、経皮的脳血栓回収術又は経皮的脳血管ステント留置術を実施した患者の早期離床を目的とした大腿動脈穿刺部位の止血を行う場合に、5Fr以上のイントロデューサーシースを使用した場合、1セットについてのみ算定できる。</u>なお、経皮的血管形成術用穿刺部止血材料を使用する医療上の必要性について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p>

ア 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術、経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）、経皮的冠動脈ステント留置術又は末梢動脈（頸動脈、腎動脈、四肢の動脈）の経皮的血管形成術、脳血管内手術、経皮的脳血管形成術、経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術、経皮的脳血栓回収術又は経皮的脳血管ステント留置術を実施した患者の早期離床を目的とした大腿動脈穿刺部位の止血を行う場合に、5Fr以上のイントロデューサーシースを使用した場合、1セットについてのみ算定できる。

（新設）

イ 経皮的心房中隔欠損閉鎖術、経皮的卵円孔開存閉鎖術、経皮的カテーテル心筋焼灼術、下大静脈フィルター留置術、下大静脈フィルター除去術又は心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）（右心カテーテル）を実施した患者の早期離床を目的とした大腿静脈穿刺部位の止血を行う場合に、6Fr以上12Fr以下のイントロデューサーシースを使用した症例であつて、当該患者が手術の翌々日までに帰宅した場合に限り一連につき4セットまで算定できる。

（新設）

108～220 （略）

4～6 （略）

II～IV （略）

108～220 （略）

4～6 （略）

II～IV （略）

(別添3参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」

（令和4年3月4日保医発0304第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>83 点</u> ロ 小白歯・前歯 <u>52 点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,151 点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,438 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>372 点</u> b 複雑なもの <u>688 点</u>	(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>80 点</u> ロ 小白歯・前歯 <u>50 点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,092 点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,365 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>370 点</u> b 複雑なもの <u>684 点</u>

ロ	5分の4冠	<u>866点</u>	ロ	5分の4冠	<u>861点</u>
ハ	全部金属冠	<u>1,089点</u>	ハ	全部金属冠	<u>1,083点</u>
(2)	小臼歯・前歯		(2)	小臼歯・前歯	
イ	インレー		イ	インレー	
a	単純なもの	<u>253点</u>	a	単純なもの	<u>252点</u>
b	複雑なもの	<u>504点</u>	b	複雑なもの	<u>501点</u>
ロ	4分の3冠	<u>622点</u>	ロ	4分の3冠	<u>618点</u>
ハ	5分の4冠	<u>622点</u>	ハ	5分の4冠	<u>618点</u>
ニ	全部金属冠	<u>780点</u>	ニ	全部金属冠	<u>775点</u>
3	銀合金		3	銀合金	
(1)	大臼歯		(1)	大臼歯	
イ	インレー		イ	インレー	
a	単純なもの	<u>24点</u>	a	単純なもの	<u>23点</u>
b	複雑なもの	<u>41点</u>	b	複雑なもの	<u>40点</u>
ロ	5分の4冠	<u>53点</u>	ロ	5分の4冠	<u>51点</u>
ハ	全部金属冠	<u>65点</u>	ハ	全部金属冠	<u>63点</u>
(2)	小臼歯・前歯・乳歯		(2)	小臼歯・前歯・乳歯	
イ	インレー		イ	インレー	
a	単純なもの	<u>15点</u>	a	単純なもの	<u>14点</u>
b	(略)		b	(略)	
ロ	4分の3冠(乳歯を除く。)	<u>37点</u>	ロ	4分の3冠(乳歯を除く。)	<u>36点</u>
ハ	5分の4冠(乳歯を除く。)	<u>37点</u>	ハ	5分の4冠(乳歯を除く。)	<u>36点</u>
ニ	全部金属冠	<u>48点</u>	ニ	全部金属冠	<u>46点</u>
M010-2	(略)		M010-2	(略)	
M010-3	接着冠(1歯につき)		M010-3	接着冠(1歯につき)	
1	金銀パラジウム合金(金12%以上)		1	金銀パラジウム合金(金12%以上)	
(1)	前歯	<u>622点</u>	(1)	前歯	<u>618点</u>
(2)	小臼歯	<u>622点</u>	(2)	小臼歯	<u>618点</u>

(3) 大白歯	<u>866 点</u>	(3) 大白歯	<u>861 点</u>
2 銀合金		2 銀合金	
(1) 前歯	<u>37 点</u>	(1) 前歯	<u>36 点</u>
(2) 小臼歯	<u>37 点</u>	(2) 小臼歯	<u>36 点</u>
(3) 大白歯	<u>53 点</u>	(3) 大白歯	<u>51 点</u>
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	<u>372 点</u>	イ 大白歯	<u>370 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>253 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>252 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大白歯	<u>24 点</u>	イ 大白歯	<u>23 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>15 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>14 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>971 点</u>	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>966 点</u>
2 銀合金を用いた場合	<u>105 点</u>	2 銀合金を用いた場合	<u>102 点</u>
M011-2~M016-3 (略)		M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鋳造ポンティック		1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	<u>1,254 点</u>	イ 大白歯	<u>1,247 点</u>
ロ 小臼歯	<u>945 点</u>	ロ 小臼歯	<u>939 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大白歯・小臼歯	<u>52 点</u>	大白歯・小臼歯	<u>51 点</u>
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	<u>754 点</u>	イ 前歯	<u>749 点</u>
ロ 小臼歯	<u>945 点</u>	ロ 小臼歯	<u>939 点</u>
ハ 大白歯	<u>1,254 点</u>	ハ 大白歯	<u>1,247 点</u>

(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	<u>67 点</u>	イ 前歯	<u>65 点</u>
ロ 小臼歯	<u>67 点</u>	ロ 小臼歯	<u>65 点</u>
ハ 大臼歯	<u>67 点</u>	ハ 大臼歯	<u>65 点</u>
M017-2～M019 (略)		M017-2～M019 (略)	
M020 鑄造鉤 (1 個につき)		M020 鑄造鉤 (1 個につき)	
1 14カラット金合金		1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,491 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>1,415 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,213 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,151 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>1,213 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,151 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>932 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>884 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>717 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>681 点</u>
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,003 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>997 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>784 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>780 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>688 点</u>	イ 大臼歯	<u>684 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>599 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>595 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>555 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>552 点</u>
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1 個につき)		M021 線鉤 (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14カラット金合金		2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>712 点</u>	(1) 双子鉤	<u>676 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>550 点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>523 点</u>
M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	

<p>1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合</p> <p>(1) 前歯 <u>278 点</u></p> <p>(2) 犬歯・小臼歯 <u>299 点</u></p> <p>(3) 大臼歯 <u>344 点</u></p> <p>2 (略)</p> <p>M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 キーパー付き根面板</p> <p>(根面板の保険医療材料料（1 歯につき）</p> <p>キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）</p> <p>イ 大臼歯 <u>688 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>504 点</u></p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大臼歯 <u>41 点</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>(キーパー) (略)</p> <p>M023 バー（1 個につき）</p> <p>1 鑄造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,608 点</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>	<p>1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合</p> <p>(1) 前歯 <u>276 点</u></p> <p>(2) 犬歯・小臼歯 <u>298 点</u></p> <p>(3) 大臼歯 <u>342 点</u></p> <p>2 (略)</p> <p>M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 キーパー付き根面板</p> <p>(根面板の保険医療材料料（1 歯につき）</p> <p>キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）</p> <p>イ 大臼歯 <u>684 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>501 点</u></p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大臼歯 <u>40 点</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>(キーパー) (略)</p> <p>M023 バー（1 個につき）</p> <p>1 鑄造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,598 点</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>
--	--

(別添4参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和4年3月4日保医発0304第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001 血管造影用シースイントロドューサーセット</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 大動脈用ステントグラフト用・特殊型・65cm未満次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 大動脈用ステントグラフト若しくは自己拡張型人工生体弁システム又は先天性心疾患を有する患者に対しバルーン拡張型人工生体弁セット若しくは経カテーテル人工生体弁セット(ステントグラフト付き)を留置する際又はリード一体型ペースメーカーを植え込む際に使用するものであること。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>⑦ 大動脈用ステントグラフト用・特殊型・65cm以上次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 大動脈用ステントグラフト若しくは自己拡張型人工生体弁システム又は先天性心疾患を有する患者に対しバルーン拡張型人工生体弁セット若しくは経カテーテル人工生体弁セット(ステントグラフト付き)を留置する際又はリード一体型ペ</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001 血管造影用シースイントロドューサーセット</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 大動脈用ステントグラフト用・特殊型・65cm未満次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 大動脈用ステントグラフト若しくは自己拡張型人工生体弁システムを留置する際又はリード一体型ペースメーカーを植え込む際に使用するものであること。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>⑦ 大動脈用ステントグラフト用・特殊型・65cm以上次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 大動脈用ステントグラフト若しくは自己拡張型人工生体弁システムを留置する際又はリード一体型ペースメーカーを植え込む際に使用するものであること。</p>

ースメーカーを植え込む際に使用するものであること。

イ～エ (略)

⑧ (略)

002～106 (略)

107 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料

定義

次のいずれにも該当すること。

(1) (略)

(2) 次のいずれかに該当すること。

① (略)

② 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であつて、一般的名称が「吸収性局所止血材」又は「コラーゲン使用吸収性局所止血材」、又は類別が「機械器具(30)結紮器及び縫合器」であつて、一般的名称が「単回使用自動縫合器」である場合、経皮的冠動脈形成術後（特殊カテーテルによるものを含む）、経皮的冠動脈粥腫切除術後、経皮的冠動脈ステント留置術後、末梢動脈（頸動脈、腎動脈、四肢の動脈）の経皮的血管形成術後及び脳血管内の処置後の大腿動脈又は経皮的カテーテル処置後の大腿静脈穿刺部位の止血を目的に使用するものであること。

(3) 次のいずれかに該当すること。

①～② (略)

③ 動脈穿刺部位又は静脈穿刺部位を生体吸収性材料で閉鎖する材料であること。

108～224 (略)

Ⅲ～Ⅸ (略)

イ～エ (略)

⑧ (略)

002～106 (略)

107 経皮的血管形成術用穿刺部止血材料

定義

次のいずれにも該当すること。

(1) (略)

(2) 次のいずれかに該当すること。

① (略)

② 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であつて、一般的名称が「吸収性局所止血材」又は「コラーゲン使用吸収性局所止血材」、又は類別が「機械器具(30)結紮器及び縫合器」であつて、一般的名称が「単回使用自動縫合器」である場合、経皮的冠動脈形成術後（特殊カテーテルによるものを含む）、経皮的冠動脈粥腫切除術後、経皮的冠動脈ステント留置術後、末梢動脈（頸動脈、腎動脈、四肢の動脈）の経皮的血管形成術後及び脳血管内の処置後の大腿動脈穿刺部位の止血を目的に使用するものであること。

(3) 次のいずれかに該当すること。

①～② (略)

③ 動脈穿刺部位を生体吸収性材料で閉鎖する材料であること。

108～224 (略)

Ⅲ～Ⅸ (略)